



法人専用はじめての定期預金〈はじめてくん〉

2025年6月19日現在

1. 商品名	法人専用はじめての定期預金〈はじめてくん〉
2. 概要	当行での初めての口座開設を行ったお客さまが、期間限定でお預入いただける円定期預金商品です。 ※ 既に口座をお持ちになったことのあるお客さまが口座解約の上、新規に口座開設をしてお申込みいただくことはできません。
3. ご利用いただける方	・法人、権利能力なき社団・財団のお客さま ※ 但し、金融機関や学校法人（準学校法人含む）、宗教法人、健康保険組合、(公益・一般)財団法人、(公益・一般)社団法人、社会福祉法人等のお客さまにつきましては対象外となります。
4. 募集期間	2025年6月19日（木）～2025年12月30日（火） ※ なお、上記期間中であっても、本預金（＝法人専用はじめての定期預金〈はじめてくん〉）及び 法人専用初はじめての定期預金〈はじめてくん〉（インターネット専用）の合算）における合計お預入れ残高が500億円に達した場合は、予告なく本商品の募集を停止させていただきます。
5. お預入期間	定型方式（366日/2年/3年）
6. お預入方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額/単位	・一括してお預入いただけます。 ・100万円以上/1円単位
7. 満期時のお取り扱い	・自動解約型 満期日にあらかじめご指定いただいたご本人さま名義の円普通預金口座に元金および利息が自動で入金されます。
8. 払戻方法	満期時に一括して払戻いたします。
9. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	・お預入時の店頭表示利率を約定利率として、満期日まで適用いたします。 ・満期時に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
10. 税金 (利子所得への課税)	【内国法人】総合課税 【外国法人】総合課税、分離課税
11. 満期日以降の利息	満期日にあらかじめご指定いただいたご本人さま名義の円普通預金口座に元金および利息が自動で入金され、以降の適用利率は、当該円普通預金の利率となります。
12. 期日前解約時のお取り扱い	原則として期日前解約はできません。当行がやむを得ないと認め期日前に解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの利息は、解約日における普通預金利率により利息計算を行います。
13. 預金保険制度	本預金は、預金保険の対象として同保険の範囲内で保護されます。
14. お問い合わせ先	コールセンター（0120-015-017）、または、お近くの支店までお問い合わせください。
15. 当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室（0570-017-109 または 03-5252-3772）

【商号・住所】株式会社SBJ銀行 東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル